

民間認定こども園・保育所運営補助事業

事業の目的

幼保連携型認定こども園や保育所等に対し、利用子どもに対しての教育・保育内容の充実（職員加配、嘱託医との連携、看護師等の配置、利用子どもの処遇向上等）及び要配慮児童への対応並びに地域の子育て家庭への支援の実施に係る経費の一部を補助することにより、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを推進する。

補助項目

- (1) 保育教諭等配置改善費
- (2) 職員等充実補助費
 - ① 保育教諭等充実補助費
 - ② 調理員充実補助費
 - ③ 要配慮児対応補助費
 - ④ 保育支援者補助費（拡充）**
 - ⑤ 保育補助者雇上強化費
 - ⑥ 研修代替職員費
 - ⑦ 朝夕担当保育教諭等補助費
- (3) 看護師等雇用費
- (4) 嘱託医手当加算費
- ⑤ 障害児保育対策費（拡充）**
- (6) 地域活動・子育て支援事業費
- (7) 認定こども園人的加算補助費

拡充内容

○保育支援者補助費

内容

現行 清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付けといった保育に係る周辺業務を行う者の配置の支援を行い、保育士の負担軽減を図る。

拡充後 上記の業務に、園外活動時の見守りを追加。

補助金額

現行 定員59人以下：月額 45,000 円（0.5人分）
定員60人以上：月額 90,000 円（1人分）

拡充後 定員59人以下：月額 50,000 円（0.5人分）
定員60人以上：月額 100,000 円（1人分）
※園外活動時の見守りに従事した場合
⇒月額 75,000 円（0.5人分）
月額 150,000 円（1人分）

○障害児保育対策費（1号）

内容

堺市で特別支援児童の決定を受けている支給認定子どもに対して、1人当たり0.5人の保育教諭を加配している場合に補助金を支払う。

補助金額

現行 ①対象の1号支給認定こども1人当たり月額 65,300 円
※対象の1号支給認定こどもが1名のみ在籍の場合
⇒月額 32,660 円
②対象の1号支給認定こどもは重複加算、医療的ケア加算が措置されない。

拡充後

①対象の1号支給認定こども1人当りの月額単価を在籍児童数にかかわらず、一律月額 65,300 円とする。
②対象の1号支給認定こどもについて、重複加算及び医療的ケア加算を措置する。